

○ 地域警察官による警戒を兼ねたコンビニエンスストア等での飲食物等の購入について（通達）

〔平成26年12月24日地乙達第1086号等〕
石川県警察本部長から関係所属長宛て

対号 平成20年5月1日付け地乙達第31号、生企乙達第35号、務乙達第89号「地域警察官によるコンビニエンスストア等における飲食物等の購入について（通達）」

当県では、地域警察官の即応体制の保持とコンビニエンスストア、スーパーマーケット等(以下「コンビニ等」という。)における犯罪抑止活動を強化するため、制服等での立ち寄り時に必要最小限の飲食物及び日用品等(以下「飲食物等」という。)の購入を可能としているものであるが、引き続き同施策を継続することとしたので、下記の留意事項を遵守し、適正な運用を期されたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 趣旨

地域警察官は、勤務の特殊性から定時に食事をとることが困難な場合が多く、コンビニ等での飲食物等の購入が必要となることがあるため、当県では地域警察官の制服等でのコンビニ等立ち寄り時の飲食物等購入を認めてきたものである。

本施策の継続により、地域警察官が通常立ち寄り警戒のほか、飲食物等購入時にも警戒力、防犯指導効果を発揮するとともに、制服警察官が県民の目に触れる機会を増やすことによる犯罪抑止力の強化を図ることとしたものである。

2 対象警察官

制服又は活動服を着用している地域警察官

3 対象となる店舗

コンビニエンスストア、スーパーマーケット等

4 購入可能物品等

購入する飲食物等は、当日の食事に必要な飲食物及び日用品に限定すること。

なお、日用品に書籍及び新聞は含まないものとする。

5 留意事項

- (1) 立ち寄りに際しては、私服等の重ね着等はせず制服勤務中であることを明確化し、県民に警察官と認識できる姿で入店すること。
- (2) 少年の溜まり場や強盗事件の被害に遭いやすい24時間営業又は深夜営業のコンビニ等を重点的に立ち寄ること。
- (3) 店舗に立ち寄った際は、店舗内外の警戒、不審者・非行少年等への職務質問、法

令違反の取締り及び店員への防犯指導等、犯罪抑止に必要な活動を行うなど、警察活動を最優先すること。

- (4) 飲食物等の購入は、警らのほか、事案処理後の帰署(所)途中や休憩時間などに行うものとするが、警察官としての職責を再認識し、その姿を見た県民から「買い物に來ただけ」と見られることのないよう節度ある態度を保持すること。
- (5) 徒歩警らによる立ち寄りの際は、購入物品をレジ袋に入れたまま警ら活動を行うことなく、端正なバッグ等を用いるなど、警察官としての品位を保持すること。
- (6) 来店客・レジ待ち客が多数いる場合は、飲食物等の購入を控えること。
- (7) 特定の店舗に限定した立ち寄りとならないように配慮すること。
- (8) 他の買い物客等から、制服での買い物について意見等があった場合は、丁寧にその趣旨等を説明し、理解を得ること。
- (9) 本施策について、連絡協議会等の各種会議、ミニ広報紙などを活用して広報に努めること。